



2023年11月13日

各 位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 清介
(コード：1860 東証プライム)
問合せ先 財務・IR部長 久保寺 敏之
(TEL. 03-3535-1357)

従業員持株会向け事後交付型株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対するインセンティブ制度として戸田建設自社株投資会（以下「本持株会」といいます。）を通じて従業員に対して事後交付型株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、従業員が当社普通株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、本持株会に加入する従業員に対して奨励金を付与しておりますが、今般、この考え方を更に推し進めるために、本制度を導入いたします。

本制度は、従業員に対して、本持株会を通じた当社普通株式の取得機会を提供することによって、中長期的な株主価値の共有及び当社の中長期的な業績の向上、企業価値の増大に対する従業員の貢献意識を高めつつ、従業員の継続的な勤務への意欲を増進させるためのインセンティブを与えることを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象者	本持株会に加入し、対象期間（1年間）、継続して拠出、かつ引出しをしなかった者 ※休止中、自己都合退会者、海外居住者は対象外
(2) 付与時期	対象期間（1年間）の満了後の3月予定
(3) 対象期間	2024年1月1日～2024年12月31日
(4) 一人当たり付与株数	150株

(5) 想定対象者数	最大 4,200 名
(6) 割当株数	本持株会における合計割当株数は最大 630,000 株

本制度においては、当社は本持株会に加入する従業員のうち本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対して、当社が予め定める対象期間満了後に評点を付与します。評点付与後、当社は当社普通株式を付与するための株式特別奨励金として金銭債権（以下「本株式特別奨励金」といいます。）を対象従業員に支給し、対象従業員は本株式特別奨励金を本持株会へ拠出します。

本持株会は、対象従業員から拠出された本株式特別奨励金を当社に対して現物出資し、それに対し、当社は新株式の発行又は自己株式の処分の方法により当社普通株式の割り当てを行います。なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、割り当てる当社普通株式の株式数を合理的に調整することができるものとします。

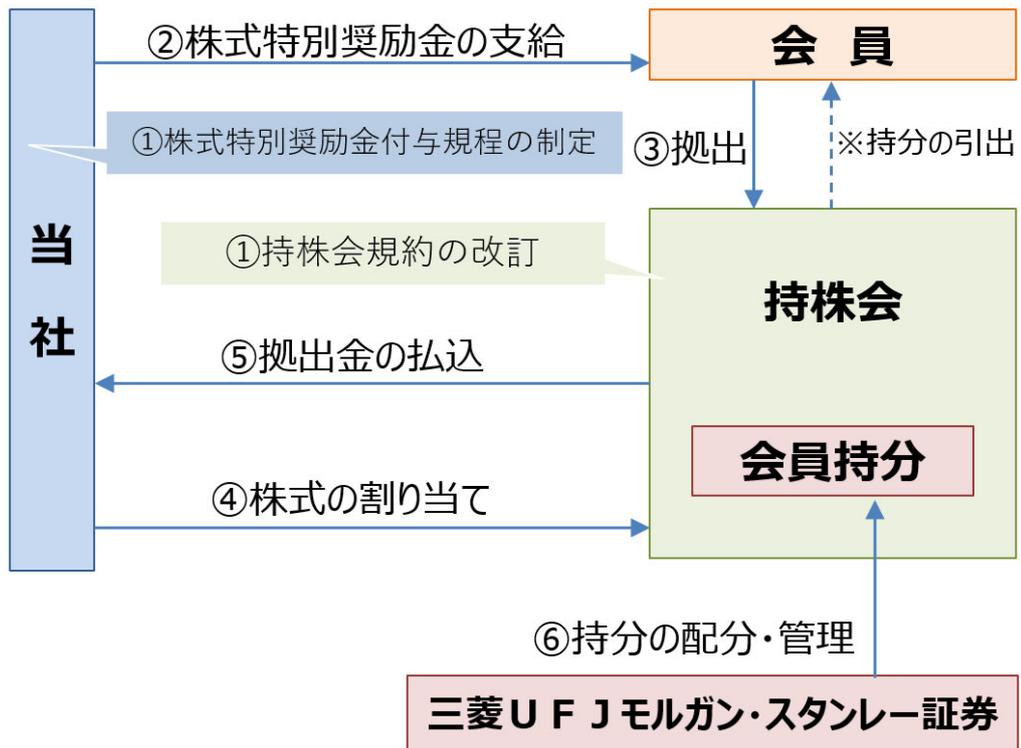
なお、割り当て対象となる本持株会における持分の配分及び管理は、本持株会の事務委託先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて行うものとします。

今後、取締役会において本制度に係る具体的な内容を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

（ご参考）

【本制度の仕組み】

- ① 当社は、事後交付型株式付与規程を制定し、持株会は、株式特別奨励金付与に関する内容を盛り込んだ規約に改訂する。
 - ② 当社は、会員に株式特別奨励金を支給する（対象期間満了後の3月）。
 - ③ 会員は、支給された株式特別奨励金を持株会に拠出する（対象期間満了後の3月）。
 - ④ 当社は、持株会に当社普通株式を割り当てる。
 - ⑤ 持株会は、会員から拠出された株式特別奨励金を取りまとめ、当社に払い込む。
 - ⑥ 割り当てられた当社普通株式は、持株会の事務委託先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分として配分・管理される。
- ※ 会員は自身の持分を任意に引出し可。



以上